



ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 入院時の食費・光熱水費について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 1. 入院時の食費について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# これまでの入院時の食費に関する主な意見

## ＜令和7年11月20日社会保障審議会医療保険部会 入院時の食費・光熱水費について＞

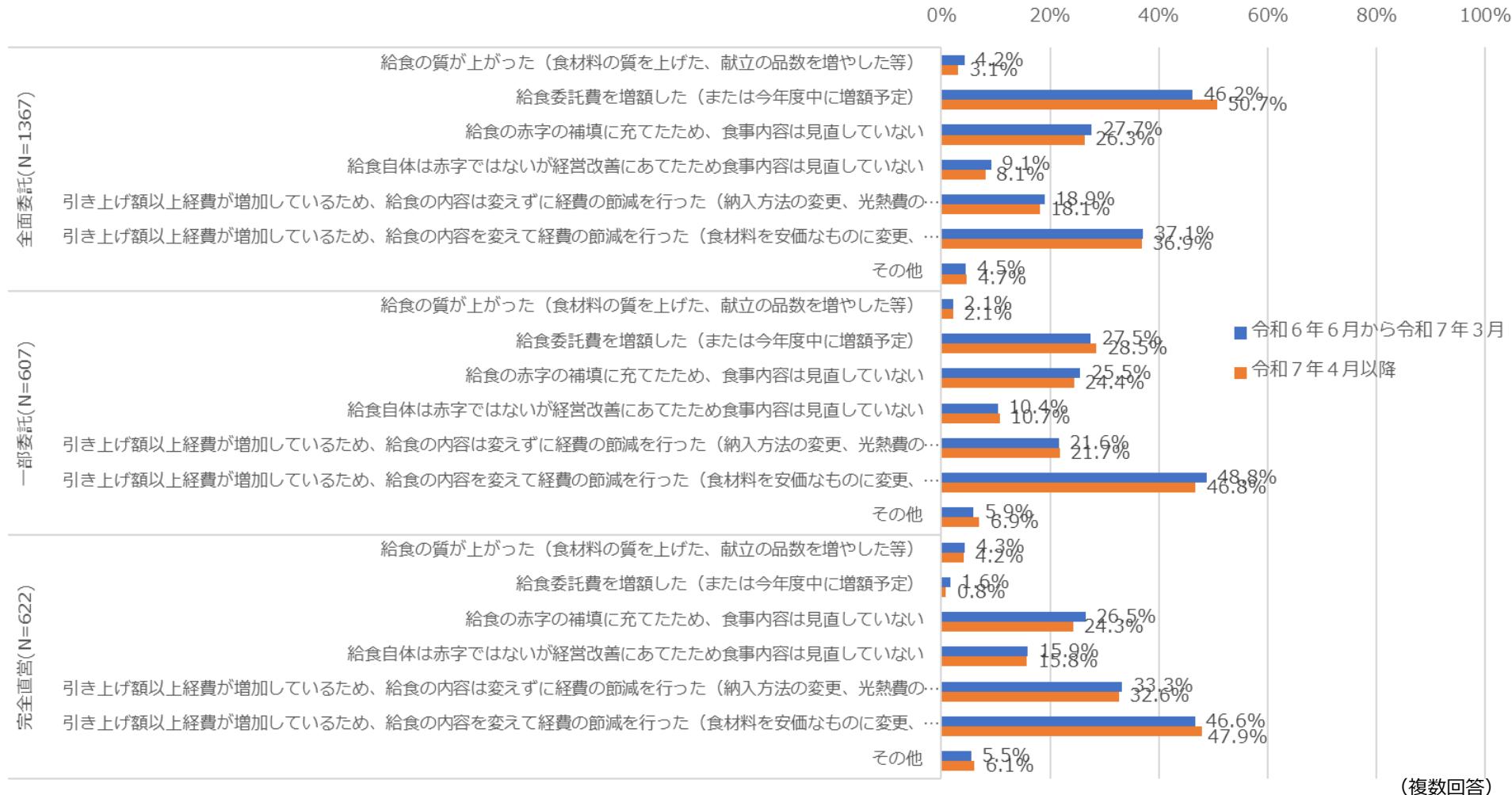
- 食材費等の高騰が続いていることを踏まえると、引上げることもやむを得ないと考える。食事はどのような方でも必要であり、患者負担の引上げになるものと認識している。
- 物価や光熱水費の高騰を踏まえた対応そのものについては理解をするが、この高騰は患者自身の生活にも影響することから、この間の入院時の食費引上げによる影響がどのように生じているのか、患者への負担増という点も含めて検討する必要がある。
- 患者さんにとって、食事は非常に重要な意味を持っている。過去2回の見直しで50円上がったが、これでは経営が続かないということになると患者にとっても不幸であるから、引上げを考えるべき。
- 低所得者の場合は自己負担が大きくならないようにするということは必要だと思うが、低所得者の負担額は、入院せずに自宅で普通に食事する場合においても、これでは十分に食事ができないような額ではないか。通常の食費よりも著しく低く抑えられているように思う。
- 7ページのアンケート調査を見ると、過去2回の見直しでは十分ではないという回答が多い。直近では米の価格が高騰している中、入院時の食事は栄養管理も必要であるから、引上げが必要ではないか。
- 近年の物価高や人件費の上昇などを踏まえると、見直しはやむを得ない。食費は入院の有無にかかわらず、日常生活においても発生する費用であることから、低所得者に配慮しつつも、自己負担の適切な反映が求められる。
- 本来、食費は医療保険の給付対象外であるべきというのが基本的な考え方であることから、今回も基準額を引き上げるのであれば、全額自己負担額の引上げで対応すべき。

# 入院時の食費の基準が引き上げられ給食提供等に関して見直したこと

診調組 入-2  
7. 8. 21

中医協 総-2  
7. 11. 7

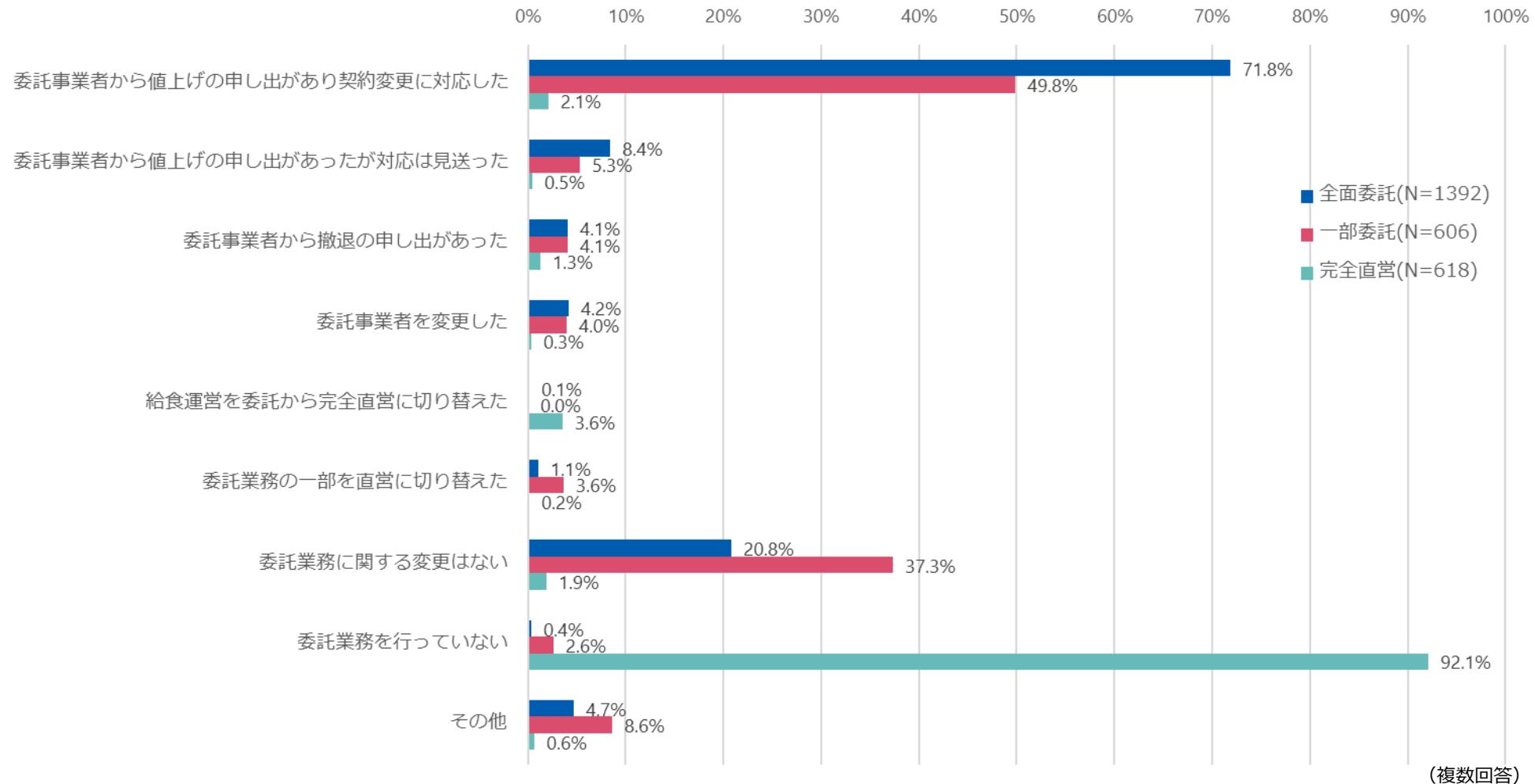
- 令和6年6月から令和7年3月と令和7年4月以降の状況は、大きく変わらなかった。
- 全面委託は「給食委託費を増額した」、一部委託や完全直営は「給食の内容を変えて経費の削減を行った（食材料を安価なものに変更等）」がそれぞれ約5割で最も多いかった。



# 令和6年6月以降の給食事業者への委託業務に関する状況

調査組	入-2
7 . 8 . 2 1	
中医協	総-2
7 . 1 1 . 7	

- 全面委託の約7割、一部委託の約5割の医療機関が、委託事業者から値上げの申し出があり、契約変更に対応していた。
- 完全直営の医療機関の3.6%（22施設）は、給食運営を委託から完全直営に切り替えていた。

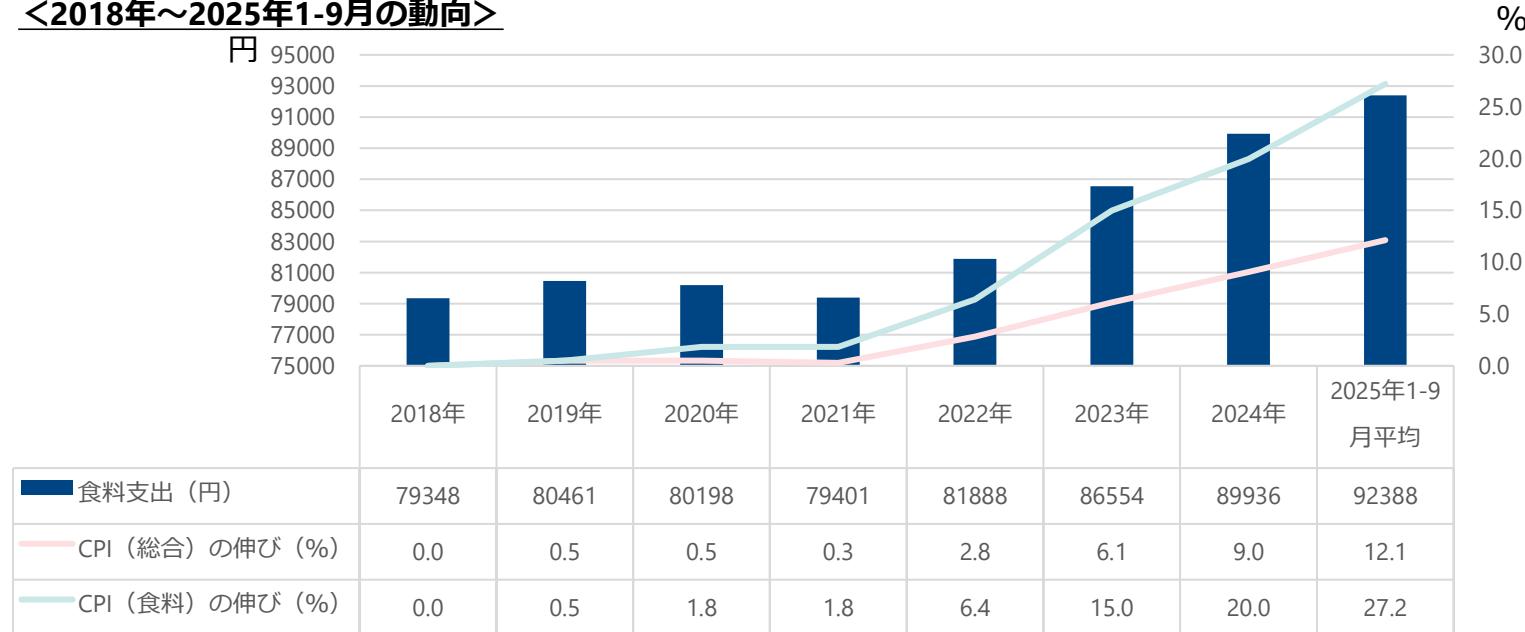


# 食料支出・消費者物価指数（CPI）の動向

中医協 総-2  
7. 11. 7改

診調組 入-2  
7. 8. 21改

## <2018年～2025年1-9月の動向>



出典： 総務省「消費者物価指數」、総務省「家計調査」から作成。家計調査は2人以上の世帯のデータを使用。

※CPI（食料）の伸び、CPI（総合）については2018年比の数値

## <2025年1月～10月の動向>



※10月の家計調査の値は12月上旬に公表される予定

	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
食料支出 (円)	87763	84388	96489	89487	94204	88951	93,632	102,443	93,134	—
CPI (食料) (2020年基準)	124.7	124.1	124.2	124	124.4	124.6	125.1	126.1	127	128.1

## 入院時の食費に係る論点

- 入院時の食費の標準負担額については、食材費等が高騰していることを踏まえ、令和6年6月より、1食当たり30円の引上げ、また令和7年4月より、1食当たり20円の引上げを実施したが、令和7年4月以降も食材費等の上昇は続いている。
- 令和7年4月に行った引上げの検討時期と、引上げ後の令和7年4月から10月までの間を比較すると、食料の物価は6.50%上昇している。これを食材費等を勘案する自己負担額の510円に乘じると、33円となることを踏まえ、中央社会保険医療協議会において、入院時の食費の基準額(総額)について、例えば40円引き上げることが議論されている。
- この際の患者負担(標準負担額)については、これを踏まえて変更を行うとともに、所得区分等に応じて一定の配慮を行うこととしてはどうか。

(参考) CPI(食料)は、令和7年4月の引上げにて勘案できた期間から令和7年4月以降の期間にかけて6.50%上昇。  
令和6年6－10月平均:117.9 ⇒ 令和7年4－10月平均:125.6(+6.50%)

※ 見直しの施行日については、2026年度予算編成過程を経て決定。

## 2. 入院時の光熱水費について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

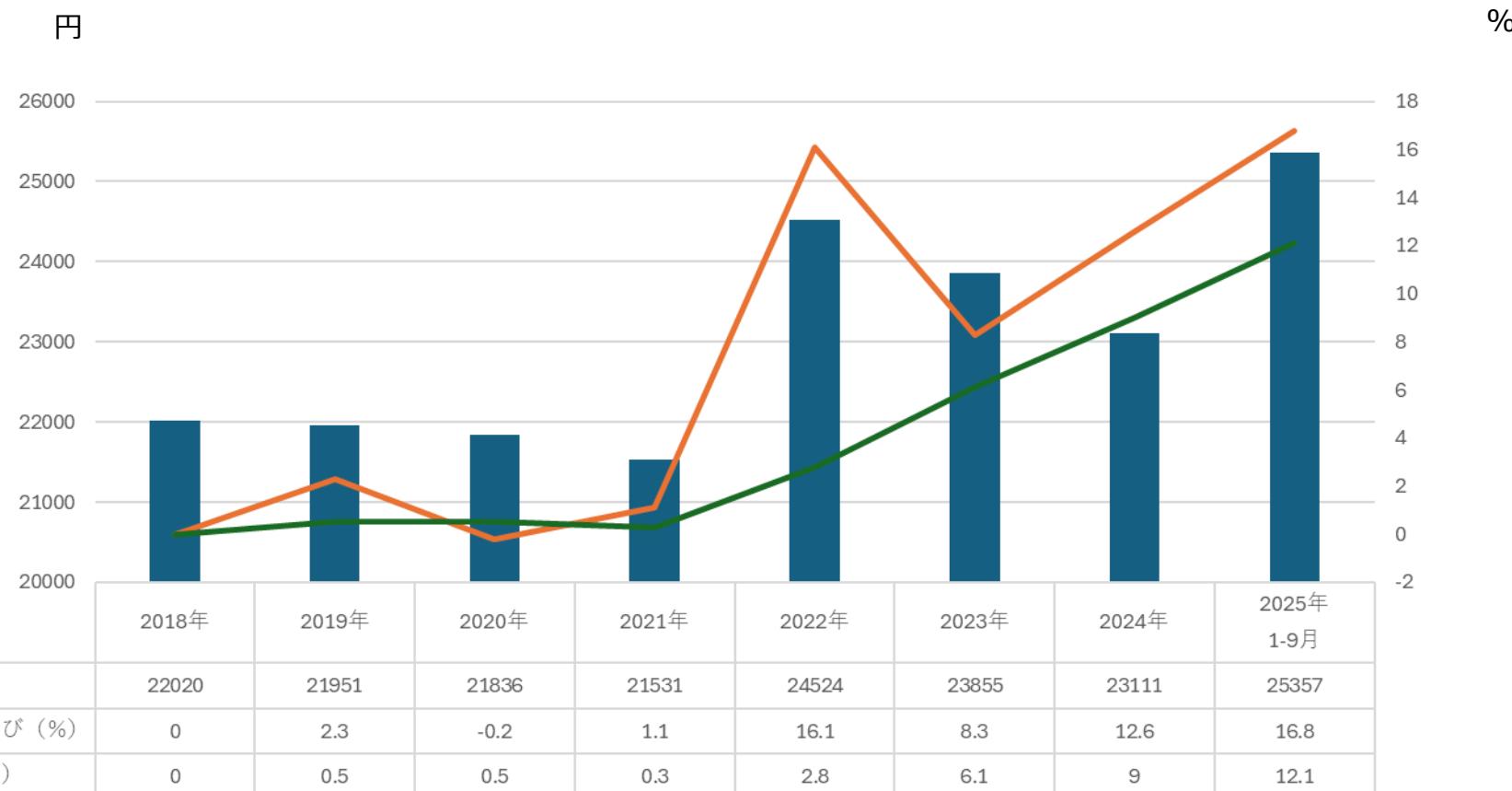
# これまでの入院時の光熱水費に関する主な意見

## ＜令和7年11月20日社会保険医療協議会医療保険部会 入院時の食費・光熱水費について（その1）＞

- 入院時の光熱水費については、介護保険における対応も踏まえると、当然低所得者の方への配慮は必要だが、基準額の見直しについては異論はない。
- 光熱水費に関しても食費と同じように上がってきていることから、これもある程度上げざるを得ない。金額がどれぐらいかは別にして、そういうことを考えなくてはいけない。
- 光熱水費についても、物価高騰の影響をもろに受けているところがあることから、この辺りもこれまでの引上げと同様の考え方で、引き上げが必要ではないか。
- 本来、光熱水費は医療保険の給付対象外であるべきというのが基本的な考え方であることから、今回も基準額を引き上げるのであれば、全額自己負担額の引上げで対応するべき。

## 光熱・水道支出、消費者物価指数（CPI）の動向

- 光熱・水道支出は2022年に大きく増加し、その後に減少傾向に転じたものの、足もとでは再び増加しており、2021年以前の水準と比較すると、大きく増加している。消費者物価指数についても概ね同様の傾向が見られる。



※CPIの伸びについては2018年比の数値

出典： 総務省「消費者物価指数」、総務省「家計調査」から作成。家計調査は2人以上の世帯のデータを使用。

# 介護保険における対応（令和6年度介護報酬改定）

令和6年1月22日  
第239回社会保障審議会介護給付費分科会資料1

## その他

### 基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月施行）

告示改正

■ 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円／日引き上げる。

### 短期入所系サービス★、施設系サービス

- 基準費用額（居住費）を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多卧室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

## 入院時の光熱水費に係る論点

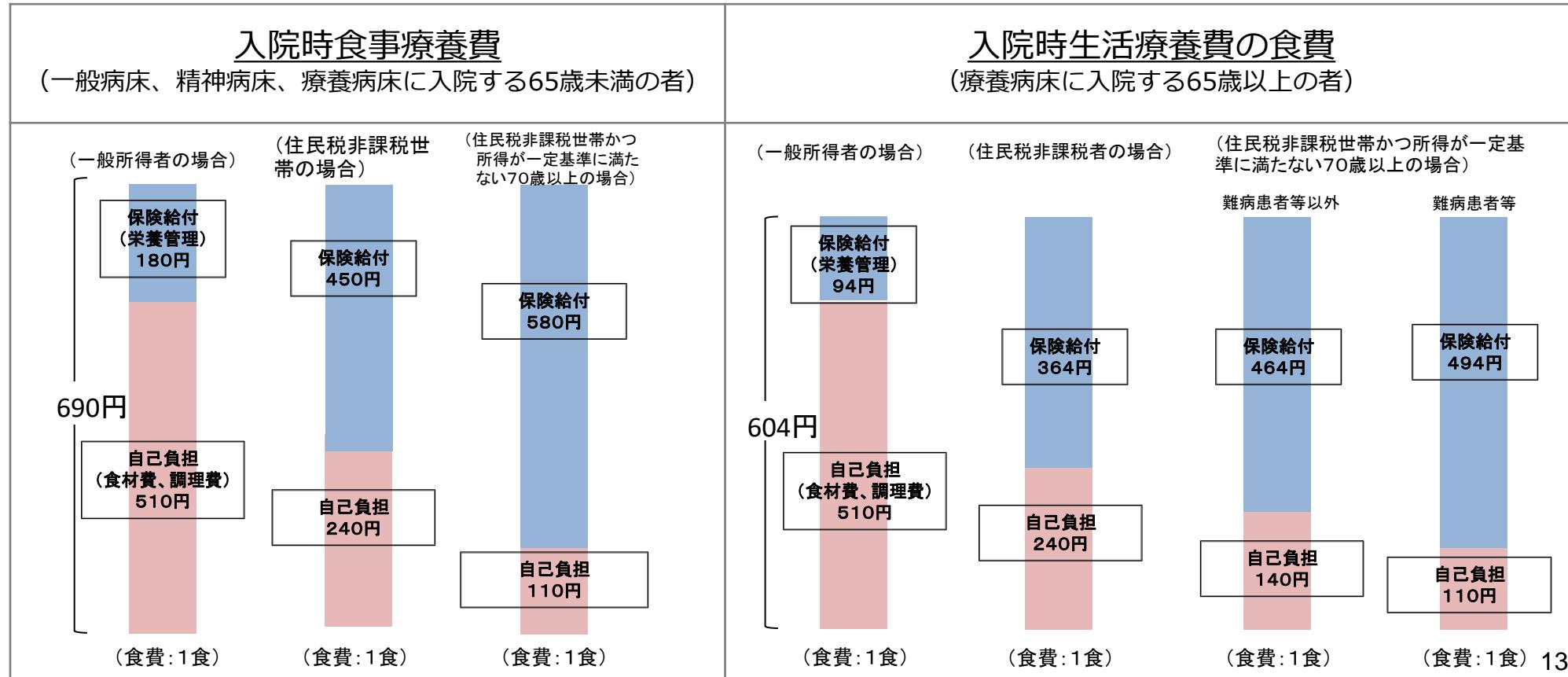
- 昨今の光熱・水道費は特に足下で大きく上昇しているところ、入院時生活療養費の光熱水費の基準額(総額)については、平成18年の創設時から据え置かれている。
- 介護保険では、令和6年度介護報酬改定において、家計における光熱・水道支出を勘案し、多床室の居住費の基準費用額・負担限度額を60円引き上げている。
- 近年の光熱・水道費の上昇や、令和6年度介護報酬改定における対応を踏まえ、中央社会保険医療協議会において、入院時生活療養費の基準額(総額)について、例えば60円引き上げることが議論されている。
- この際の患者負担(標準負担額)については、これを踏まえて変更を行うとともに、所得区分等に応じて一定の配慮を行うこととしてはどうか。

※ 見直しの施行日については、2026年度予算編成過程を経て決定。

# 參考資料

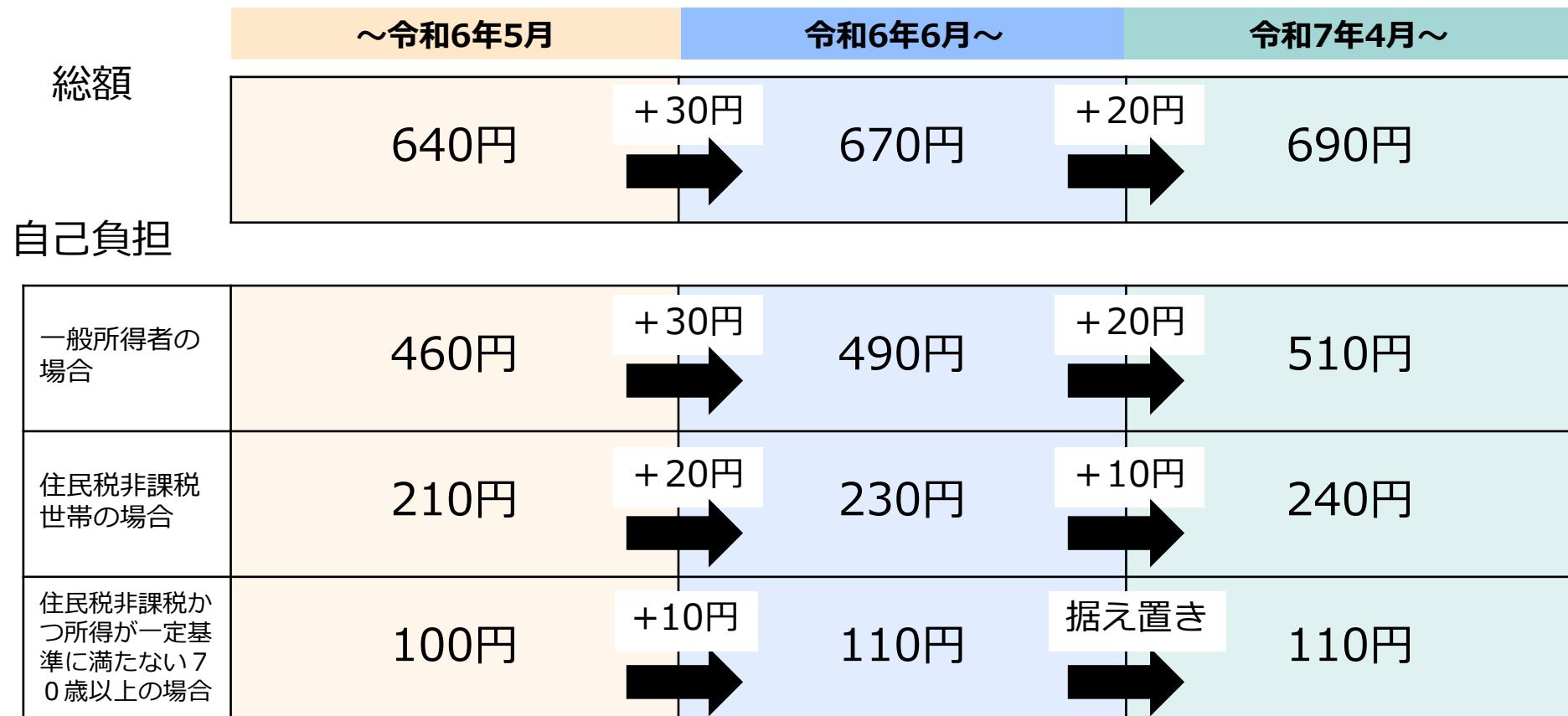
## 入院時の食費の概要

- 入院時に必要な食費は、1食当たりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付として支給している（「入院時食事療養費（保険給付）」＝「食事療養基準額（総額）」－「標準負担額（自己負担額）」）。
  - 一般病床、精神病床、療養病床に入院する65歳未満の者については入院時食事療養費において、療養病床に入院する65歳以上の者については、入院時生活療養費の食費において評価している。



## 入院時の食費の基準額について（令和6年度診療報酬改定等）

- 食材費が高騰していること等を踏まえ、令和6年6月より、入院時の食費の基準額について1食あたり30円の引上げを実施。また、その後の更なる食材費の高騰等を踏まえ、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、令和7年4月より、1食あたり20円の引上げを実施。
- 患者負担については、所得区分等に応じて低所得者に配慮した対応としている。



※ 図は入院時食事療養費の変遷を示しており、入院時生活療養費の食費の自己負担額も同様に、令和6年6月に30円、令和7年4月に20円の引上げを行っている（医療区分や所得区分による配慮あり）。

# 入院時の光熱水費の概要

- 入院時に必要な光熱水費は、1日当たりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付として支給している（「入院時生活療養費（保険給付）」＝「生活療養基準額（総額）」－「標準負担額（自己負担額）」）。
- 療養病床に入院する65歳以上の者については、入院時生活療養費の光熱水費において、一般病床、精神病床、療養病床に入院する65歳未満の者については入院料中にて評価している。

<b>入院時生活療養費の光熱水費</b> (療養病床に入院する65歳以上の者)	<b>左記以外の者</b> (一般病床、精神病床に入院する者、療養病床に入院する65歳未満の者)
<b>一般所得者の場合</b> <p>398円</p> <p>保険給付 28円</p> <p>自己負担 (光熱水費) 370円</p> <p>(光熱水費:1日)</p>	<b>一般所得者の場合</b> <p>398円</p> <p>保険給付 398円</p> <p>(光熱水費:1日)</p>

# 入院時生活療養費に関する参考条文

## ◎ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

### （療養の給付）

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 （略）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

3～7 （略）

### （入院時生活療養費）

第八十五条の二 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3～5 （略）

## ◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

### （特定入所者介護サービス費の支給）

第五十一条の三 （略）

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 （略）

二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額

3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

4～9 （略）